別表六の二（一）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が法第81条の14（連結事業年度における所得税額の控除）（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次号において「特別措置法」という。）第33条第２項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により復興特別所得税の額を所得税の額とみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「所得税額　⑵」、「各連結法人の所得税額の合計額　⑻」、「控除を受ける所得税額　⒂」、「所得税額　⒄」、「各連結法人の所得税額の合計額　㉓」、「控除を受ける所得税額　㉚」、「⑹のうち当該連結法人に帰せられる所得税額　㉜」から「⑻のうち当該連結法人に帰せられる所得税額　㉞」まで、「㉓のうち当該連結法人に帰せられる所得税額　㊱」及び「利子配当等又は配当等以外に係る控除を受ける所得税額のうち当該連結法人に帰せられる所得税額　㊳」の各欄は、連結法人の各連結事業年度（特別措置法第45条（課税事業年度）に規定する課税事業年度を除く。）において、特別措置法第33条第２項の規定の適用がある場合には、同項の規定により所得税の額とみなされる復興特別所得税の額を含めて記載すること。

3　「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の「参考」の欄には、源泉徴収に係る所得税額を証明する書類の有無その他控除を受ける所得税額の計算に関し参考となる事項を記載すること。

別表六の二⑴⑪の表中「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「56の①」）」を「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「55の①」）」に、「非課税国外所得の控除額 $\left((39の②)\times\frac{5}{6}\text{又は}(39の②)\right)$（マイナスの場合は０）」を「非課税国外所得の控除額（39の②）（マイナスの場合は０）」に改め、同表の記載要領第⑴号中「「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「56の①」）　⑵」」を「「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「55の①」）　⑵」」に改め、同第四号を削る。

別表六の二⑴⑪付表の表中「非課税国外所得の控除額 $\left((43の②)\times\frac{5}{6}\text{又は}(43の②)\right)$」を「非課税国外所得の控除額（43の②）」に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表六の二（二）付表　記載要領

この表は、連結法人が法第81条の15（連結事業年度における外国税額の控除）又は租税特別措置法第68条の91（特定外国子会社等に係る外国税額の控除）若しくは第68条の93の３（特定外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の欄の括弧の中に記載すること。